

平成十八年六月十五日提出  
質問第三六〇号

第一六四回国会における質問主意書と国民の知る権利に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 第一六四回国会における質問主意書と国民の知る権利に関する質問主意書

- 一 第一六四回国会において、内閣が衆議院、参議院より受領した質問主意書（以下、「質問主意書」という。）の合計はそれぞれ何件か。その内、外務省に係わる質問はそれぞれ何件か。
- 二 「質問主意書」に対する答弁を政府が差し控えた事案の件数を明らかにされたい。
- 三 政府が答弁を差し控えた「質問主意書」における事案の質問者、日付、具体的事項と答弁を差し控えた理由を明らかにされたい。
- 四 政府が「質問主意書」に対する答弁を差し控えた事案の内、外務省に係わるものの件数を明らかにされたい。
- 五 政府が個人情報の保護を理由に「質問主意書」に対する答弁を差し控えた事案の件数を明らかにされたい。
- 六 政府が個人情報の保護を理由に「質問主意書」に対する答弁を差し控えた事案の内、外務省に係わるものの件数を明らかにされたい。
- 七 国家公務員の個人情報の保護と国民の知る権利の関係について、政府はどのように認識しているか。

八 外務省が「質問主意書」に対する答弁を差し控えた事例に関し、法令上の根拠があるものは何件か。

九 政府は、アメリカ、イギリス、ロシア、フランス、ドイツ、カナダ、イタリア並びに中国において、立法府からの書面の質問に対して行政府が書面で答弁するとの制度があると承知しているか。政府が所持する直近のデータでの各国における年間の立法府からの質問件数と行政府による回答件数を明らかにされたか。

十 第一六四回国会における質問主意書に対する政府の答弁は国民の知る権利の確保に貢献したと思料するが、政府の見解如何。

右質問する。